

## 福生市教育委員会サイバーセキュリティ基本方針

### (目的)

第1条 福生市立学校（以下「学校」という。）及び福生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育に関する事務において、児童・生徒の個人情報をはじめとする重要な情報を多数保有している。学校及び教育委員会が保有する情報資産の適切な保護及び管理は、学校及び教育委員会に課せられた責務であることから、本方針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6に基づき、学校及び教育委員会が講ずべきサイバーセキュリティ対策に関する基本的事項を定め、学校及び教育委員会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、サイバー攻撃等の様々な脅威から情報資産を守ることにより、行政運営の安定的・継続的な遂行を実現することを目的とする。

2 全ての教職員等及び教育委員会事務局職員は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、学校及び教育委員会におけるサイバーセキュリティ対策の推進に積極的に取り組むものとする。

3 本方針は、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）及び地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月版総務省）を参考として策定する。

4 学校及び教育委員会が保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理措置については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条に基づき、本方針及び福生市立学校情報セキュリティ対策基準（令和8年教育委員会訓令第●号。以下「対策基準」という。）に基づいて実施されるものとする。

### (定義)

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育ネットワーク 教育活動に必要となる情報を扱うコンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェアをいう。）であり、校務系ネットワーク、校務外部接続系ネットワーク及び学習系ネットワークを合わせた総称をいう。
- (2) 教育情報システム 教育活動に必要となる情報を扱うコンピュータ等及びネットワークにより業務処理を行う仕組みであり、校務系システム、校務外部接続系システム及び学習系システムを合わせた総称をいう。
- (3) 情報資産 次に掲げるものをいう。
- ア 教育ネットワーク及び教育情報システム並びにこれらに関する設備及び記録媒体（教育委員用タブレット端末を含む）
- イ 教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ウ 教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書
- (4) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (5) サイバーセキュリティ デジタル環境における情報の機密性、完全性、可用性を維持するための包括的な取組をいう。
- (6) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者のみが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (7) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (8) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときにアクセスできる状態を確保することをいう。
- (9) 受託事業者 学校及び教育委員会から情報資産の取扱いを委託された者又は学校及び教育委員会から情報資産の取扱いを請け負う者をいう。

- (10) 教職員等 学校に所属する全ての教職員（非常勤の者を含む。）及び福生市教育委員会事務局の職員のうち情報資産を取り扱う者をいう。
- (11) 校務系情報 学校が保有する情報資産のうち、当該情報資産について学校及び学級の管理運営、学習指導、生徒指導、生活指導等に活用されることが想定される情報資産であって、児童生徒がアクセスすることが想定されていない情報をいう。
- (12) 校務外部接続系情報 ネットワーク分離による対策を講じたシステム構成において、インターネット接続を前提として、校務等で利用される情報をいう。
- (13) 学習系情報 学校が保有する情報資産のうち、それらの情報を学校における教育活動において活用することを想定しており、かつ、当該情報に教員及び児童生徒がアクセスすることが想定されている情報をいう。
- (14) 教育委員用タブレット端末 円滑な会議運営と情報の一元管理のため教育委員等の専用タブレット端末をいう。
- (15) 情報セキュリティインシデント 予期しない単独又は一連の情報セキュリティ事象であって、業務の遂行を危うくし、情報セキュリティを脅かす可能性の高いものをいう。
- (16) 個人情報漏えい等 個人情報保護法第 68 条第 1 項に規定する個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれ大きいものをいう。

(対象とする脅威)

第 3 条 次に掲げる学校及び教育委員会の情報資産に対する脅威を想定し、サイバーセキュリティ対策を実施する。この場合において、新たな脅威の発生に備え、最新の脅威動向を確認するなど、適切に対応する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、ランサムウェア攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに侵入等の意図的要因による学校及び教育委員会の情報資産の漏えい、

破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶等のインフラ障害からの波及等

(遵守義務)

第4条 教職員等は、保有する情報資産に対する脅威への対応の重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって、本方針、対策基準、実施手順等（教育情報システムごとに情報セキュリティ対策の具体的な手順等を定めたものをいう。以下同じ。）を遵守しなければならない。

(サイバーセキュリティ対策)

第5条 学校及び教育委員会は、第3条に規定する脅威から情報資産を保護するため、次のサイバーセキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制の確立 学校及び教育委員会の情報資産についてサイバーセキュリティ対策を推進する組織体制を確立すること。

(2) 情報資産の分類と管理 学校及び教育委員会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づきサイバーセキュリティ対策を実施すること。

(3) 教育情報システム全体の強じん性の向上 情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性及び利便性の観点を踏まえ、教育情報システム全体に対し、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施すること。

- (4) 物理的セキュリティ対策 通信回線並びに教職員等の端末等の管理について、物理的な対策を実施すること。
- (5) 人的セキュリティ対策 情報セキュリティに関し、教職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を実施すること。
- (6) 技術的セキュリティ対策 コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策及び不正アクセス対策等の技術的な対策を実施すること。
- (7) 運用面での対策 教育情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認及び業務委託を行う際の情報セキュリティの確保等の運用面の対策を講じ、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定すること。
- (8) 業務委託及びクラウドサービス利用に係る対策 受託事業者において情報セキュリティ要件が確保され、必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認した上で契約を締結し、必要に応じ契約に基づいた措置を実施すること。
- (9) 個人情報保護対策 学校及び教育委員会が保有する個人情報については、個人情報保護法第 66 条に基づき、安全管理措置を講じ、情報セキュリティインシデントにより個人情報漏えい等が発生した場合は、個人情報保護委員会への報告を行うとともに、原則として本人に対する通知を行う。

(リスクに対する計画の策定)

第 6 条 情報セキュリティに係る内部環境及び外部環境の変化を踏まえ、学校及び教育委員会が保有する情報資産の情報セキュリティ上のリスクに対し、「福生市教育情報セキュリティポリシーに基づく緊急時対応計画」を策定し、毎年学校情報セキュリティ委員会に報告する。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第 7 条 教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的に情報セキュ

リティ監査及び自己点検を実施する。

(教育情報セキュリティポリシーの見直し)

第8条 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果又は情報セキュリティに関する状況の変化に対応する必要がある場合は、教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順の見直しを実施する

(対策基準・実施手順の策定)

第9条 第5条から前条までに規定する対策等を実施するため、対策基準及び情報セキュリティ実施手順を策定する。この場合において、当該実施手順については、関連する情報システム等の情報セキュリティ対策を具体的かつ詳細に定めるものであり、公にすることにより、関連する業務の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、規定する行政機関の適用範囲以外に対しては非公開とする。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。